平成２２年（フ）第４３１号
札幌市東区北23条東９丁目１番２号　コーポ藤原Ｂ―10号
債務者　畑　　弘司
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４３９号
札幌市北区あいの里１条３丁目18番６号
債務者　松下　泰典
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４５７号
札幌市西区山の手６条２丁目１番10―108号
債務者　淺利　真理
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４７５号
札幌市豊平区西岡４条２丁目８番12号
債務者　橋本　清和
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５３９号
札幌市中央区北10条西16丁目１番地１　プラタナスＴ102号
債務者　城下　五郎
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５５４号
北海道江別市東野幌本町20―２　白樺マンション203―203号室、住民票上の住所北海道江別市萌えぎ野中央７番地の６
債務者　赤坂　正樹
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５７１号
札幌市東区中沼西５条１丁目５番１号
債務者　土門　千秋
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５９９号
札幌市白石区北郷８条４丁目９番１号　宮崎ビル303
債務者　宮崎　友告
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６２４号
札幌市豊平区月寒東５条９丁目４番７―202号
債務者　田岸　勝義
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６３９号
北海道石狩市花川南５条３丁目264番地
債務者　稲垣　俊弘
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６４０号
札幌市厚別区青葉町11丁目２番43号
債務者　上市めぐみ（旧姓菅林）
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６５３号
札幌市手稲区稲穂２条７丁目３番25号
債務者　岩田　英樹
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６３号
札幌市白石区北郷２条４丁目１番３―102号
債務者　木村　　泉
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６９号
札幌市東区北43条東２丁目２番22号　アーバンハウス２―101号
債務者　西岡　眞弓
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７１１号
札幌市中央区南10条西21丁目３番15号
債務者　金井　賢一
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７２７号
札幌市西区西野13条８丁目５番18号
債務者　加藤眞佐子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７３２号
北海道石狩市花川南３条４丁目39番地
債務者　森谷　史実
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７３９号
北海道恵庭市駒場町４丁目４番６号
債務者　岡部　秀則
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部